

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】

(令和元年10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回、公表した数値は令和元年10月末時点の届出状況を集計したものである。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

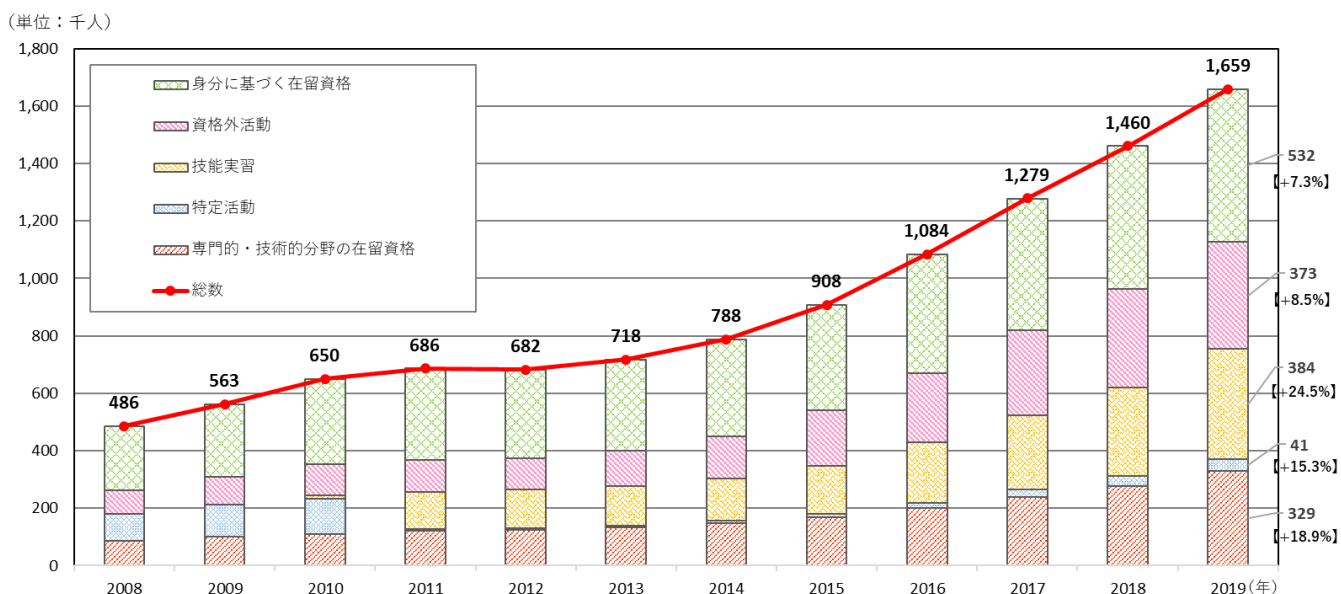
(1) 令和元年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は242,608か所、外国人労働者数は1,658,804人であり、平成30年10月末現在の216,348か所、1,460,463人に比べ、26,260か所(12.1%)、198,341人(13.6%)の増加となった。

なお、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高の数値を更新した。

【別表2、参考表】

外国人労働者数が増加した要因としては、政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が進んでいること、技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること等が背景にあると考えられる。【図1】

図1 在留資格別外国人労働者数の推移



注1：【 】内は、前年同期比を示している。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

注3：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアパート等が該当する。

(2) また、このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は18,438か所、当該事業所で就労する外国人労働者数は338,104人であり、それぞれ事業所数全体の7.6%、外国人労働者数全体の20.4%を占めている。

なお、これらについては、平成30年10月末現在の17,876か所、309,470人に比べ、562か所(3.1%)、28,634人(9.3%)の増加となっている。

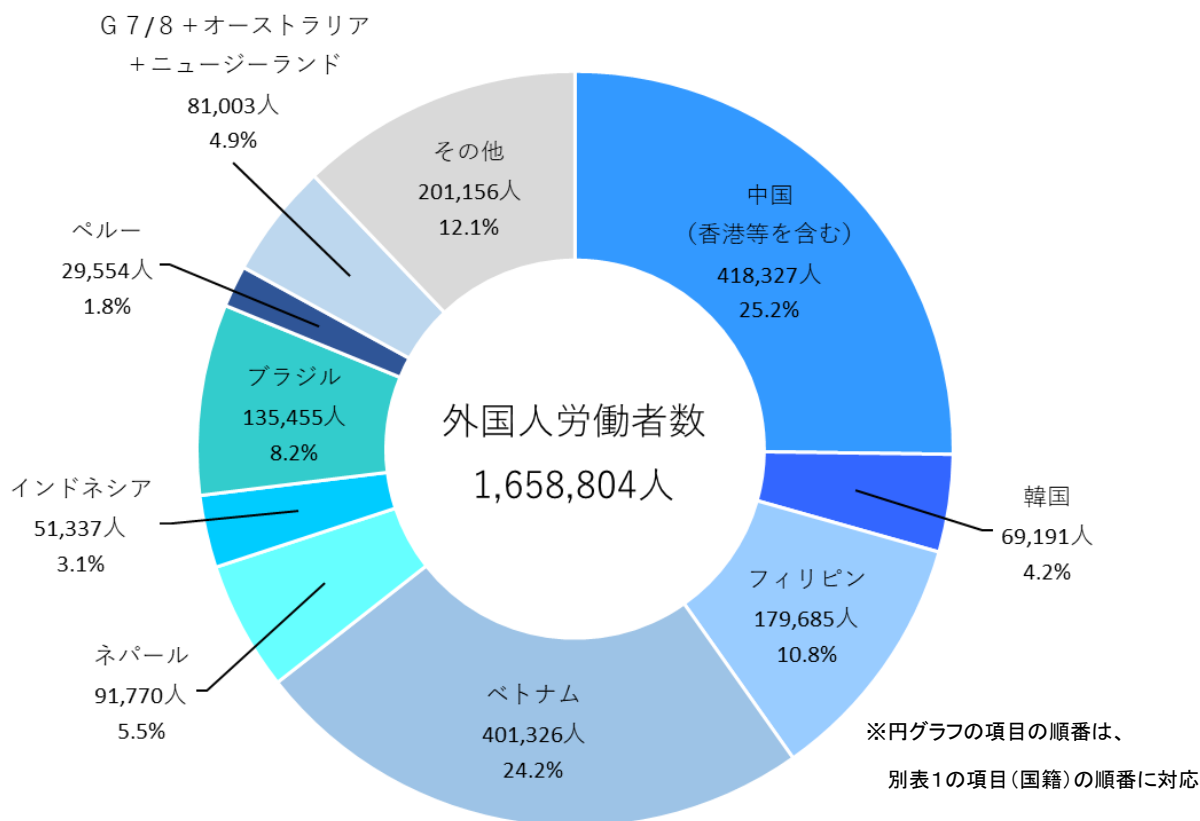
【別表2、参考表】

2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると中国が最も多く418,327人であり、外国人労働者数全体の25.2%を占める。次いで、ベトナムが401,326人(同24.2%)、フィリピンが179,685人(同10.8%)の順となっている。

特に、ベトナムについては、前年同期比で84,486人(26.7%)と大きく増加し、また、インドネシアについては同9,751人(23.4%)、ネパールについては同10,208人(12.5%)の増となっている。【図2、別表1、参考表】

図2 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が外国人労働者数全体の32.1%を占め、次いで、「技能実習」23.1%、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」22.5%、「専門的・技術的分野の在留資格²」19.8%となっている。

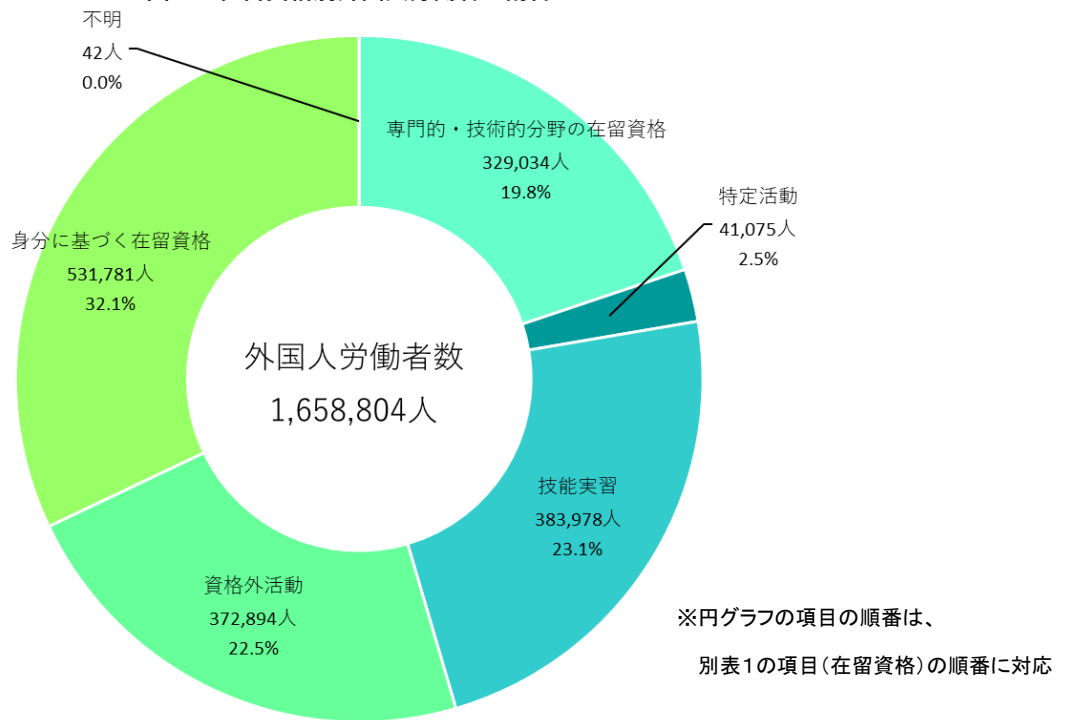
「技能実習」は383,978人と前年同期比で75,489人(24.5%)増加し、「専門的・技術的分野の在留資格」も329,034人と前年同期比で52,264人(18.9%)増加している。【図3、別表1、参考表】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成31年4月に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は520人となっている。【別表9】

¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

図3 在留資格別外国人労働者の割合



(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国では「専門的・技術的分野の在留資格」が27.5%、「身分に基づく在留資格」の割合が26.8%、「技能実習」が20.8%、「資格外活動（留学）」が20.1%となっている。

ブラジルでは「身分に基づく在留資格」の割合が98.9%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合が最も高く、ブラジル全体の47.1%となっている。

ペルーでは「身分に基づく在留資格」の割合が99.1%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合が最も高く、ペルー全体の66.6%となっている。

フィリピンでは「身分に基づく在留資格」の割合が69.7%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合がフィリピン全体の40.9%となっている。

ベトナムでは「技能実習」が48.3%、次いで「資格外活動（留学）」が32.6%を占めている。

インドネシアでは「技能実習」が63.3%を占めており、ネパールでは「資格外活動（留学）」が49.3%を占めている。

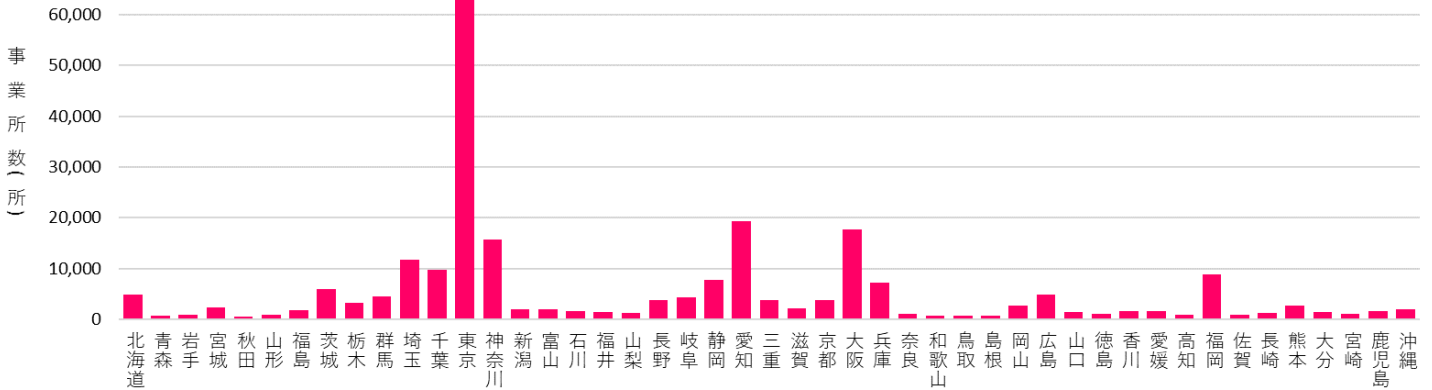
G7/8等³及び韓国では「専門的・技術的分野の在留資格」がそれぞれ58.6%、45.1%を占めている。【別表1】

³ G7/8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

3 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 都道府県別の割合をみると、東京が26.6%、愛知が8.0%、大阪が7.3%の順となっている。【図4、別表2】

図4 都道府県別外国人雇用事業所数

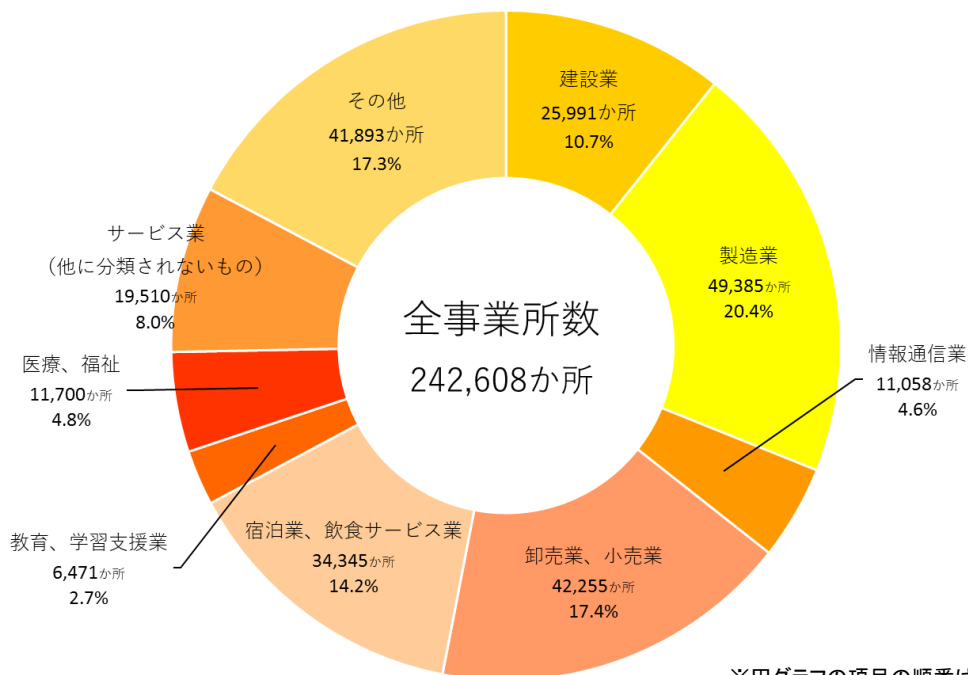


また、都道府県別の増加率をみると、奈良が前年同期比で22.9%増加、沖縄が同22.0%増加、宮城が同20.6%増加の順となっている。

(2) 産業別の割合をみると、「製造業」が20.4%、「卸売業、小売業」が17.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が14.2%の順となっている。

各産業の占める割合を見ると、「製造業」は前年同期比で1.0%減少し、「宿泊業、飲食サービス業」は同0.3%減少。一方で、「卸売業、小売業」は前年同期比で0.4%増加、「建設業」は同1.3%増加となっている。【図5、別表4、参考表】

図5 産業別外国人雇用事業所の割合



※円グラフの項目の順番は、

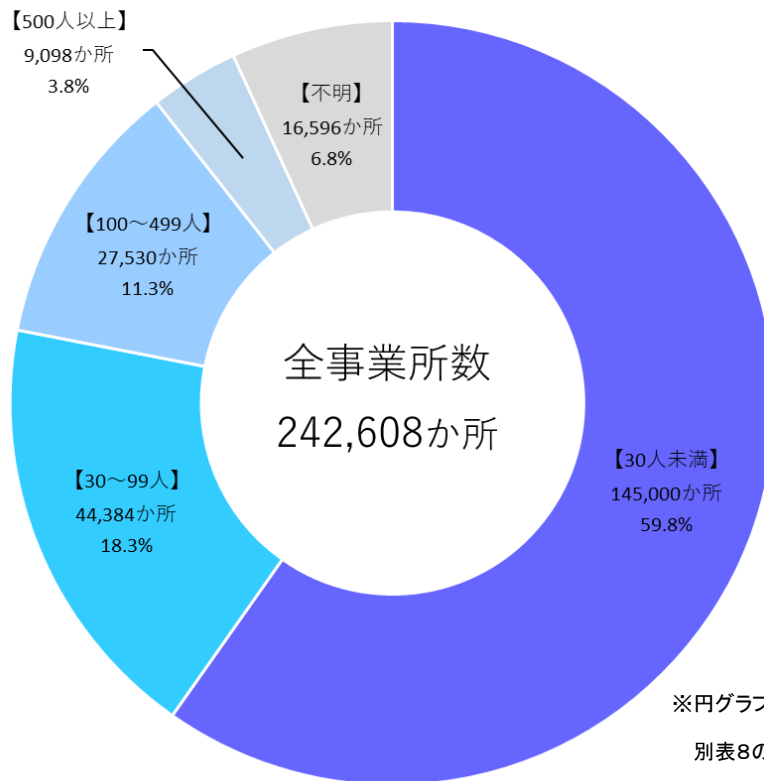
別表4の項目(産業)の順番に対応

(3) 事業所規模別の割合をみると、「30 人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の 59.8%を占めている。

事業所数はどの規模においても増加しており、特に、「30 人未満」規模の事業所では前年同期比で 14.0%増と、最も大きな増加率となっている。

【図 6、別表 8、参考表】

図 6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



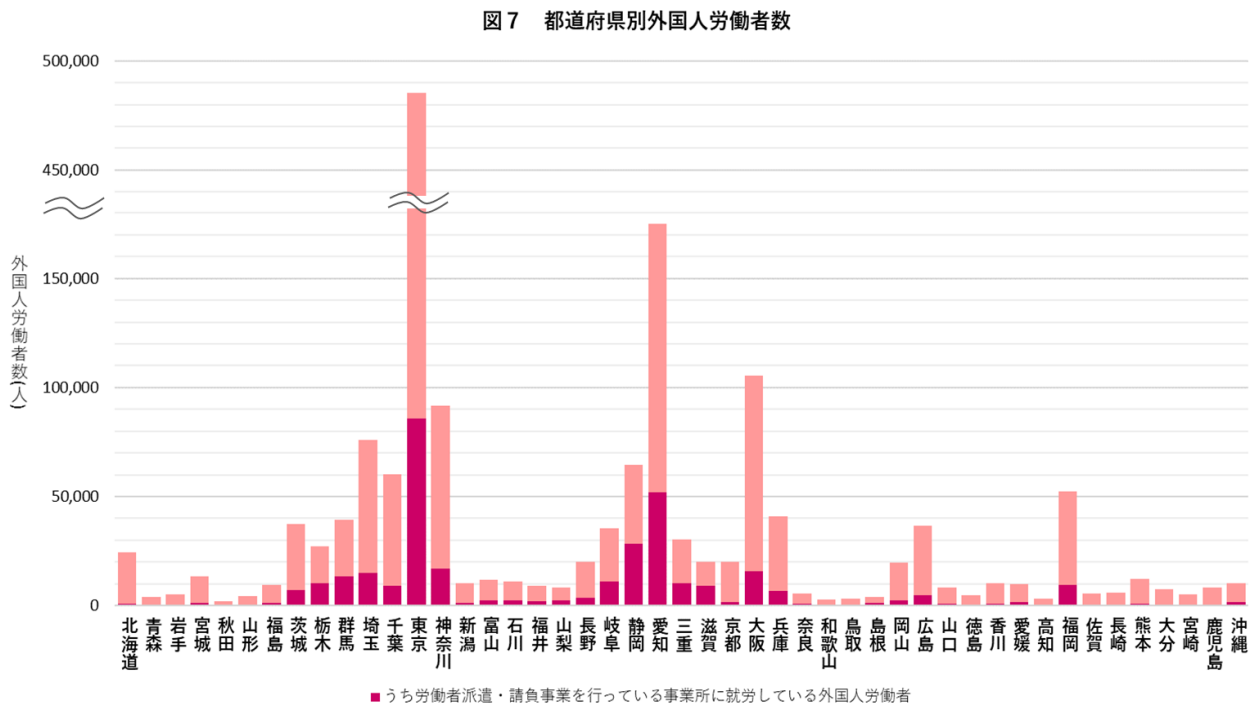
4 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 都道府県別の割合をみると、東京が29.3%、愛知が10.6%、大阪が6.4%の順となっている。

また、都道府県別に外国人労働者数の増加率をみると、奈良が前年同期比で35.2%増加、沖縄が同26.7%増加、青森が同24.4%増加の順となっている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合をみると、滋賀が44.6%、静岡が44.2%、栃木が37.7%の順となっている。

【図7、別表2】



(2) 都道府県別・在留資格別にみると、当該都道府県内の外国人労働者のうち「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が高いのは、東京32.2%、京都26.4%、沖縄26.0%の順となっており、「技能実習」の割合が高いのは、宮崎70.5%、鹿児島68.2%、愛媛68.2%の順となっている。

「資格外活動」の割合が高いのは福岡42.2%、東京35.8%、宮城35.1%、「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは、静岡58.3%、滋賀55.1%、山梨53.0%の順となっている。【別表3】

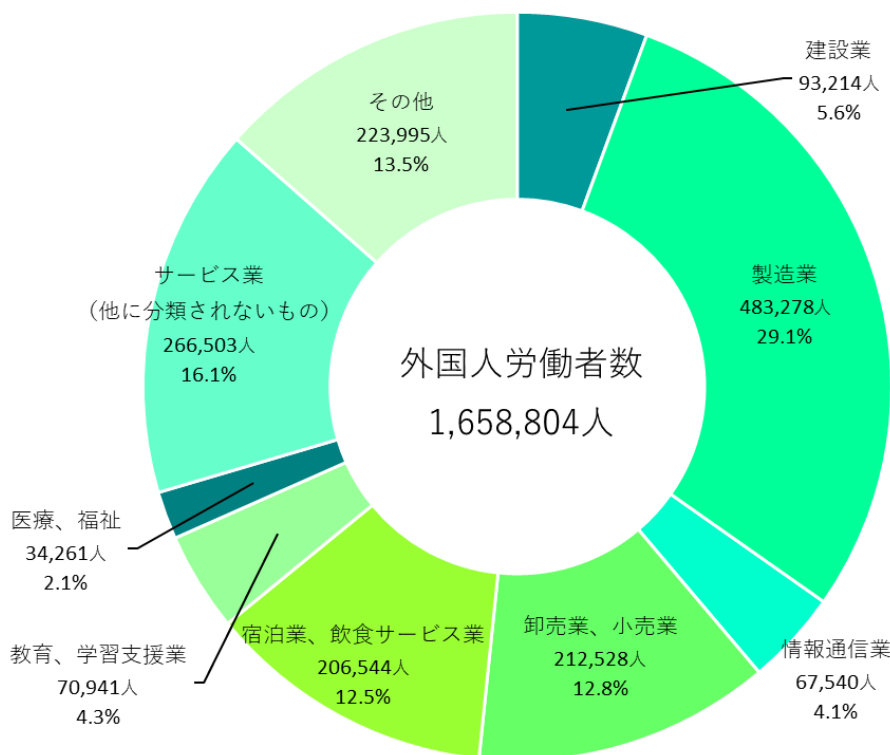
(3) 産業別の割合をみると、「製造業」が29.1%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」16.1%、「卸売業、小売業」が12.8%となっている。

【図8-1、別表4】

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の状況を産業別にみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者数全体の15.6%にあたる75,360人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同68.2%にあたる181,699人となっている。【図8-2、別表4】

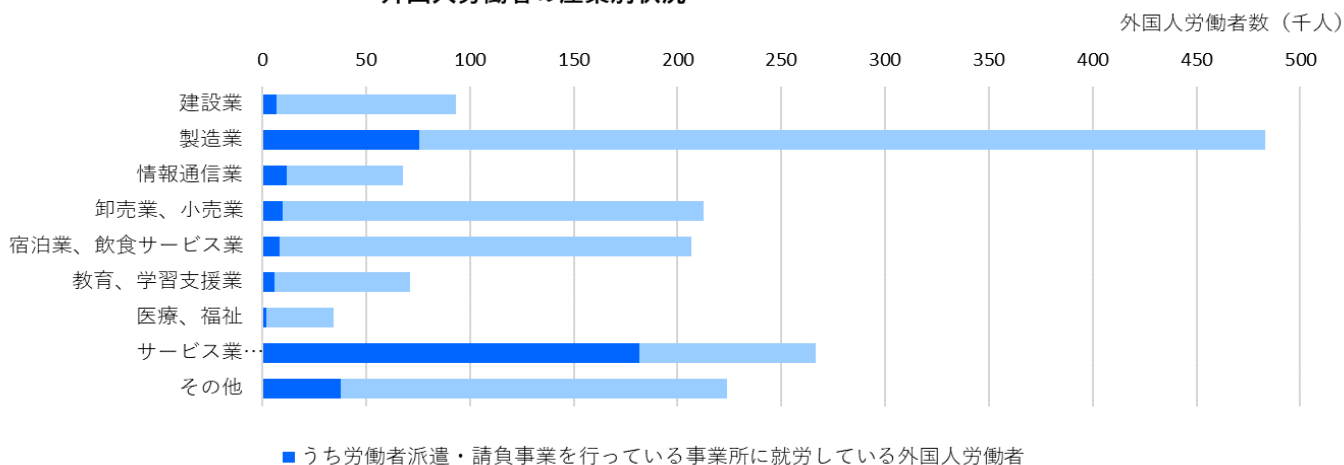
「製造業」の中でも「電気機械器具製造業」と「輸送用機械器具製造業」においては、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合が高く、それぞれ 27.2% (9,120 人)、26.8% (26,129 人) となっている。【別表 4】

図 8 - 1 産業別外国人労働者数



※円グラフの項目の順番は、別表4の項目(産業)の順番に対応

図 8 - 2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の産業別状況



(4) 都道府県別・産業別にみると、多くの地域で「製造業」の割合が高く、特に愛媛では「製造業」が65.8%となっている。また、東京では「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」の割合が高く、それぞれ22.6%、18.8%、16.2%となっている。【別表5】

在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」17.5%、「情報通信業」15.9%、「卸売業、小売業」13.4%となっている。また、「技能実習」では、「製造業」が57.5%を占めている。「身分に基づく在留資格」では、「製造業」が31.0%、「サービス業（他に分類されないもの）」が24.9%となっている。【別表6】

国籍別・産業別にみると、インドネシア、ブラジル、ペルー、フィリピン、ベトナム、中国では、「製造業」が最も高い割合を示し、それぞれ46.7%、43.8%、39.9%、37.5%、36.7%、24.7%となっている。韓国では「卸売業、小売業」が20.5%、ネパールでは「宿泊業、飲食サービス業」が31.3%、G7/8等では「教育、学習支援業」が38.9%と最も高い割合を示している。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別にみると、ブラジルとペルーで割合が高く、それぞれ54.6%、43.9%となっている。【別表7】

(5) 事業所規模別にみると、「30人未満事業所」で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の35.4%を占めている。

なお、外国人労働者数ほどの規模においても増加しており、特に、30人未満の小規模事業所では前年同期比で15.9%増加し、最も大きな増加率となっている。

【図9、別表8】

